

熊谷市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	190,927	81,538,623	4,785,368	13,590,027	16.7	16.6

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

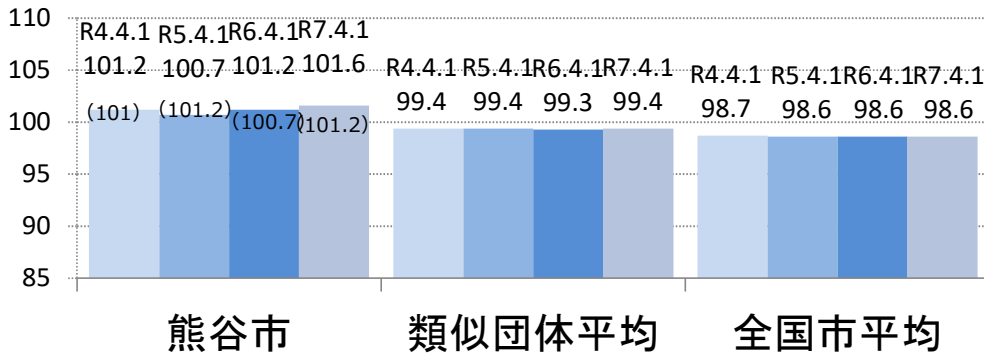
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 施行時特例市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	1,242	5,064,827	960,680	2,170,122	8,195,629	6,599	6,648

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数については、令和6年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。

※ 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※ ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当の支給率を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

ラスパイレス指数が100を超えている原因は、初任給基準が国家公務員を上回ることなどが考えられる。今後、給与の適正化により改善を図ってきたい。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般職の給料表について、国の見直しの内容を踏まえ、平均2.16%引下げた。また激変緩和のため、平成31年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施した。

他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施した。

②地域手当の見直し
実施内容

(支給割合)国基準4%に対し、本市においても4%を支給しています。
(実施時期)令和8年4月1日より4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
本市の支給割合	3%	3%	4%

※ 地域手当とは、民間賃金や物価が高い地域に支給される手当で、国の基準では最高20%から最低4%と定められており、令和7年度、熊谷市は3%、隣接する東松山市11%、行田市6%、深谷市6%となっています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊谷市	42.2 歳	340,020 円 (350,220)	396,725 円	375,312 円
埼玉県	41.7 歳	327,898 円 (355,769)	425,465 円	377,657 円
国	41.9 歳	332,237 円 (398,684)	- 円	414,480 円
類似団体	42.2 歳	330,694 円 (355,562)	426,900 円	383,557 円

※ 平均給料月額の内は、地域手当(熊谷市3%、埼玉県8.5%、国20%(特別区)、類似団体7.52%(施行時特例市平均))を加えて算出したものです。

※ 平均給与月額は、埼玉県内で39市中31番目となっています。

②技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊谷市	52.6 歳	72 人	361,399 円 (372,240)	431,975 円	387,179 円
うち業務職員	56.9 歳	21 人	370,981 円 (382,110)	402,018 円	391,705 円
うち清掃職員	50.7 歳	38 人	362,068 円 (372,930)	457,279 円	389,463 円
埼玉県	54.2 歳	131 人	316,323 円 (342,577)	370,015 円	351,420 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円 (353,480)	- 円	337,907 円
類似団体	51.8 歳	104 人	326,511 円 (351,064)	393,896 円	366,687 円

※ 平均給料月額の内は、地域手当(熊谷市3%、埼玉県8.5%、国20%(特別区)、類似団体7.52%(施行時特例市平均))を加えて算出したものです。

民間			参考
対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
用務員	49.0	251,000 円	1.60
廃棄物処理業従業員	48.0	320,600 円	1.43

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
熊谷市	=	=	=
うち業務職員	6,712,716 円	3,395,700 円	1.98
うち清掃職員	7,406,748 円	4,457,900 円	1.66

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和4～6年度の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、熊谷市職員は臨時・非常勤職員を除く正規職員であるのに対し、民間従業員にはアルバイト等の非正規職員を含んだ状況であり、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊谷市	41.4 歳	341,209 円 (351,445)	411,600 円	376,500 円
埼玉県	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	39.7 歳	332,061 円 (357,031)	439,628 円	391,040 円

※ 平均給料月額の()内は、地域手当(熊谷市3%、類似団体7.52%(施行時特例市平均))を加えて算出したものです。

※ 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2)職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		熊 谷 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円 (232,368)	228,735 円 (247,720)	220,000 円 (264,000)
	高 校 卒	194,500 円 (200,335)	197,203 円 (213,570)	188,000 円 (225,600)
技能労務職	高 校 卒	194,500 円 (200,335)	201,766 円 (218,512)	— 円
	中 学 卒	— 円	188,281 円 (203,908)	— 円
消 防 職	大 学 卒	228,900 円 (235,767)	— 円	— 円
	高 校 卒	199,400 円 (205,382)	— 円	— 円

※ ()内は、地域手当(熊谷市3%、埼玉県8.5%、国20%(特別区))を加えて算出したものです。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上 30年未満	経験年数30年以上 35年未満
一般行政職	大 学 卒	303,727 円	385,436 円	416,752 円	439,087 円
	高 校 卒	276,233 円	332,000 円	370,000 円	401,630 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	346,050 円	372,157 円	374,273 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	304,007 円	382,655 円	410,127 円	437,334 円
	高 校 卒	277,440 円	350,880 円	380,652 円	397,212 円

※ 経験年数の区分は、総務省の定める様式では10年、20年、25年、30年になっていますが、該当人数の少ない区分が多いため、地方公務員給与実態調査に基づく区分になっています。

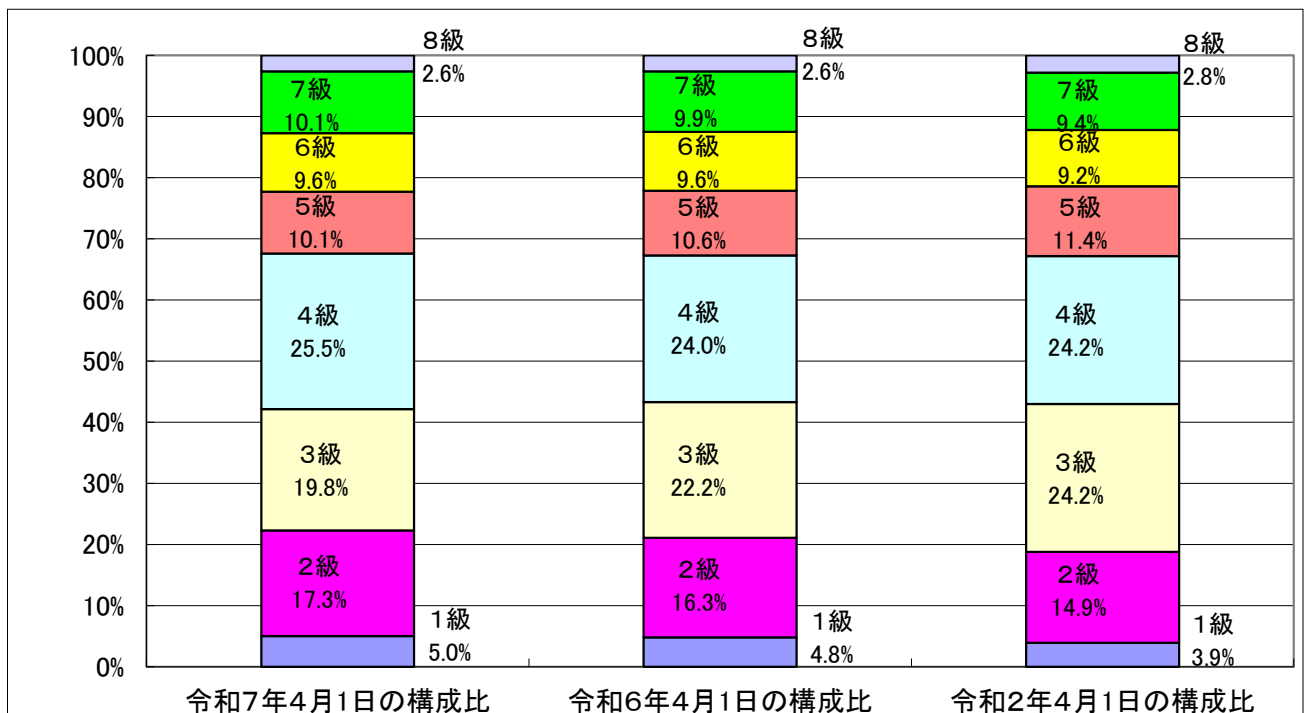
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

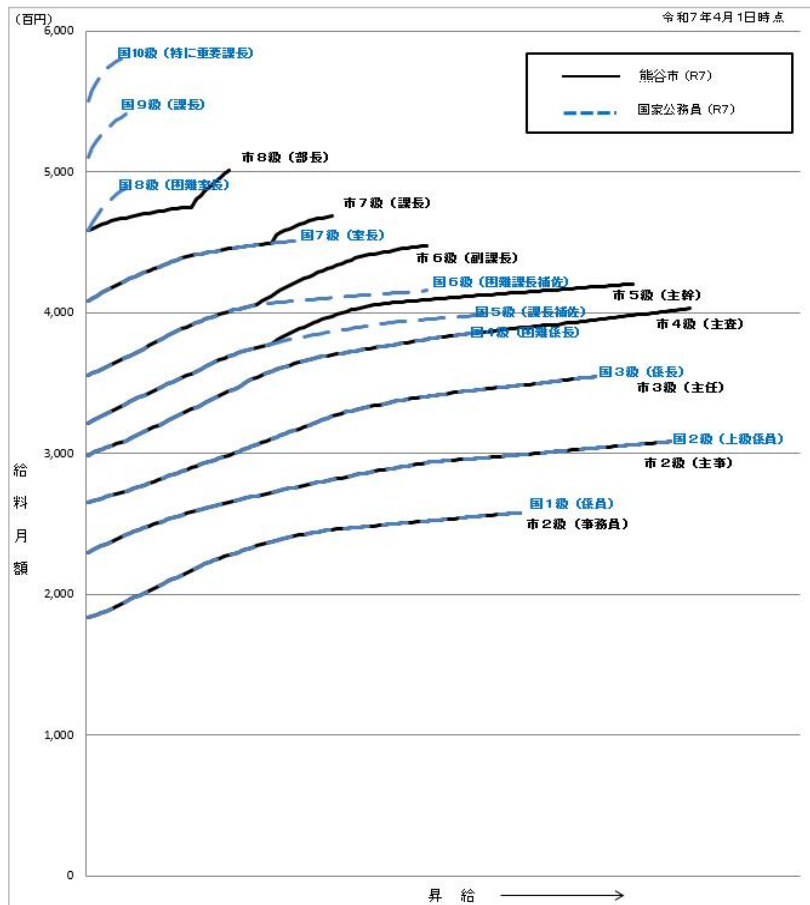
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8級	部長・局長	19人	2.6%	458,300円	510,200円
7級	課長・所長	75人	10.1%	408,300円	468,800円
6級	副課長・副所長	71人	9.6%	355,200円	447,800円
5級	主幹	75人	10.1%	321,300円	420,400円
4級	主査・係長	188人	25.5%	298,800円	402,900円
3級	主任	146人	19.8%	265,300円	354,700円
2級	主事・技師	128人	17.3%	230,000円	308,500円
1級	事務員・技術員	37人	5.0%	183,500円	258,100円

※ 熊谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(熊谷市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	○
上位、標準の区分			○		
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)		/		/	
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊 谷 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,710 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,708 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(熊谷市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

※ 上記「管理職員」とは7級以上の職員としています。

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

熊 谷 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	自己都合 2,352 千円	勸奨・定年 21,984 千円	-		

※ 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		164,584 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		125,541 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	3 %	1,311 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		38,008 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		73,233 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		39.6 %		
手当の種類(手当数)		14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	市税の賦課徴収に従事する職	市税の賦課徴収業務	4,640 千円	1月 5,000円
		上記に関する出張業務	385 千円	1日 200円
し尿処理作業手当	し尿処理作業に従事する職	現にし尿処理作業に従事した場合	1,737 千円	1日 770円
	第一水光園及び荒川南部環境センターにおいてスカム出し作業及び沈砂除去作業に従事する職	現にスカム出し、沈砂除去作業に従事した場合	2,439 千円	1日 3,000円
	し尿くみ取り立合い又は便そう調査の作業に従事する職	現にし尿くみ取り立合い、便そう調査の作業に従事した場合	千円	1日 300円
ごみ処理、下水溝渠 ^{きよ} 清掃作業手当	ごみ処理作業に従事する職	現にごみ処理作業に従事した場合	2,567 千円	1日 750円
			3,509 千円	1日 850円(自動車運転)
		現に環境美化センターにおけるリサイクル作業に従事した場合	千円	1日 850円
	下水溝渠 ^{きよ} 清掃作業に従事する職	定時収集業務に2人で従事した場合に加算	2,693 千円	1日 400円
			83 千円	半日 200円
		現に下水溝渠 ^{きよ} 清掃作業に従事した場合	5 千円	1日 650円
		千円	1日 700円(自動車運転)	
行旅病人、同死亡人、変死人取扱手当	行旅病人の取扱業務に従事する職員	行旅病人の取扱業務	千円	1件 1,000円
	行旅死亡人、変死人の取扱業務に従事する職員	行旅死亡人、変死人の取扱業務	20 千円	1件 2,000円
社会福祉業務手当	現業社会福祉業務に従事する職	現業社会福祉業務	2,570 千円	1月 5,000円
	あかしあ育成園において指導及び訓練の業務に従事する職	指導、訓練の業務	249 千円	1月 3,000円
災害出勤手当	風水震災等の災害対策業務のため出勤する職	風水震災等の災害対策業務のため出勤した場合	10 千円	1日 500円
火葬作業手当	火葬作業に従事する職	火葬作業	千円	1体 800円
植物防除作業手当	農薬を使用して植物の病害虫の防除作業に従事する職	農薬を使用しての植物の病害虫防除作業	34 千円	1日 200円
土木作業手当	土木作業に従事する職	現に土木作業に従事した場合	83 千円	1日 580円
			649 千円	1日 680円(自動車運転)
	水路浚渫、側溝清掃、汚泥収集及び舗装補修作業に従事する職	現に水路浚渫、側溝清掃、汚泥収集及び舗装補修作業に従事した場合	36 千円	1日 650円
		1,429 千円	1日 700円(自動車運転)	
保育業務手当	市立保育所において乳児又は幼児の保育の業務に従事する職	乳児又は幼児の保育業務	2,931 千円	1月 3,000円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が日曜日等に行われる業務に従事する職員(消防職員を除く)。ただし、管理職、時間外勤務手当25/100が支給される職員には支給しない。	日曜日及び祝日等	2,617 千円	1日 1,000円
		土曜日(勤務時間が7時間45分以上のとき。)		1日 1,000円
		土曜日(勤務時間が4時間以上7時間45分未満のとき。)	150 千円	1日 500円
		平日(土曜日を除く。)午後5時15分から午後12時までの間に4時間以上勤務した場合		1日 500円

(特殊勤務手当 続き)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊自動車運転手当	大型特殊自動車又は車両系建設機械の運転業務に従事する職員	大型特殊自動車又は車両系建設機械(ホイローローダー・ショベル・ブルドーザー(ドーザー・ショベル)・グレーダー・振動ローダー)の運転業務	186 千円	1月 1,000円
消防手当	ポンプ自動車又は救急車の機関作業に従事する職員	ポンプ自動車又は救急車の機関作業(専任)	846 千円	1月 1,300円
		ポンプ自動車又は救急車の機関作業(兼務)	502 千円	1月 800円
	火災出勤に従事する職員	現に出勤した場合	121 千円	1回 100円
			185 千円	1回 300円(放水作業従事)
	救急、救助作業に従事する職員	現に出勤した場合	705 千円	1回 100円
4,942 千円			1回 150円(搬送作業従事)	
消防職員夜間特殊業務手当	消防業務に従事する職員	深夜における勤務(1時間以下の場合)	174 千円	1日 100円
		深夜における勤務(1時間を超え3時間以下の場合)	1,230 千円	1日 250円
		深夜における勤務(3時間を超える場合)	280 千円	1日 350円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	301,723 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	282 千円
支給実績(令和5年度決算)	301,357 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	279 千円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 7級職以下 4,500円	異なる	○配偶者 制度なし	千円	円
	子 11,500円				
	父母等 8級職 3,500円 7級職以下 6,500円				
	満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算				
住居手当	貸家・借間 家賃に応じた額 (限度28,000円)	同じ		千円 80,229	円 106,404
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に応じて150,000円を限度に支給	同じ		93,351	円
	○自動車等を使用する場合 距離に応じて 3,100円～26,100円	異なる	○自動車等を使用する場合 距離に応じて 2,000円～31,600円		

(その他の手当 続き)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額制 【支給額】 8級職(部長・局長等) 82,000円 8級職(次長・参事等) 70,000円 7級職(課長等) 55,000円 6級職(副課長等) 40,000円	同じ		133,398	円 585,079
管理職員 特別勤務手当 (令和7年4月1 日新設)	週休日等における勤務及び平日深夜に おける勤務に対して支給 【支給額】()内は6時間超の場合 8級職(部長・局長等) 12,000円 (18,000円) 8級職(次長・参事等) 10,000円 (15,000円) 7級職(課長等) 8,500円 (12,750円) 6級職(副課長等) 7,000円 (10,500円)	同じ		—	円 —

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	945,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,150,000 円 / 720,300 円
	(副 市 長	(796,000 円	936,000 円 / 658,300 円
報 酬	議 長	548,000 円	758,000 円 / 531,000 円
	(副 議 長	(475,000 円	708,000 円 / 466,000 円
	(議 員	(455,000 円	664,000 円 / 439,000 円
地 域 手 当	市 長	3 %	
	副 市 長	3 %	
期 末 手 当	市 長	(令和6年度支給割合)	
	副 市 長	4.60	月分
退 職 手 当	議 長	(令和6年度支給割合)	
	副 議 員	4.60	月分
備 考	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×4/12	(1期の手当額) 15,120,000円
	副 市 長	給料月額×在職月数×3.5/12	11,144,000円
	備 考		(支給時期) 任期毎に支給 任期毎に支給

※ 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

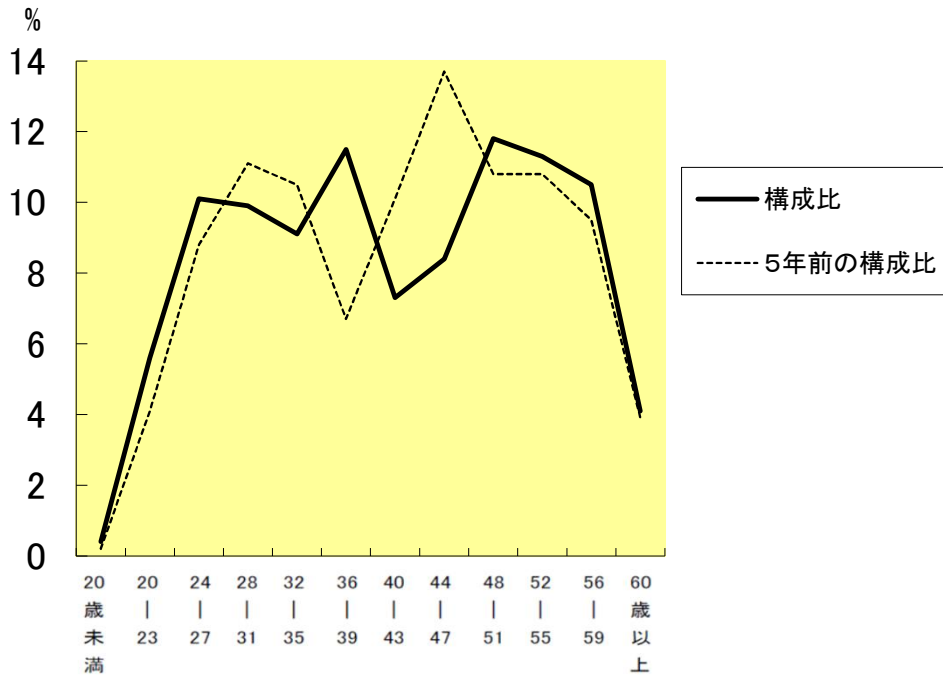
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年4月1日	令和7年4月1日			
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	11	△ 1	事務の調整による減
		総務	250	252	2	事務の調整による増
		税務	74	74	0	
		労働	3	3	0	
		民生	233	237	4	事務の調整による増
		衛生	112	109	△ 3	事務の調整による減
		農林水産	31	31	0	
		商工	28	26	△ 2	事務の調整による減
		土木	154	156	2	
	計	897	899	2	<参考> 人口1万当たり職員数 47.09 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 47.71 人)	
普通会計部門	教育部門	95	94	△ 1	事務の調整による減	
	消防	250	251	1	事務の調整による増	
	小 計	1,242	1,244	2	<参考> 人口1万当たり職員数 65.16 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.98 人)	
公営企業等会計部門	水道	31	33	2	事務の調整による増	
	下水道	26	23	△ 3	事務の調整による減	
	その他	47	51	4	事務の調整による増	
	小 計	104	107	3		
合 計		1,346	1,351	5	<参考> 人口1万当たり職員数 70.76 人	
		[1,650]	[1,650]	[]		

※ 職員数は、一般職に属する職員数です。

※ []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	6人	75人	137人	134人	123人	155人	99人	113人	159人	153人	142人	55人	1,351人

(3)職員数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数・率	
一般行政	883	881	885	904	897	899	16	1.8%
教育	97	99	100	97	95	94	△3	-3.1%
消防	244	242	242	246	250	251	7	2.9%
普通会計計	1,224	1,222	1,227	1,247	1,242	1,244	20	1.6%
公営企業等会計計	106	103	101	103	104	107	1	0.9%
総合計	1,330	1,325	1,328	1,350	1,346	1,351	21	1.6%

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益 又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 3,919,448	千円 574,383	千円 202,662	% 5.2	% 4.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 34	千円 127,344	千円 21,296	千円 54,022	千円 202,662	千円 5,961

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,316

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

※ 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊谷市	41.8 歳	357,241 円	521,393 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

※ 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊谷市(企業職・水道事業)		熊谷市(企業職以外)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,667 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,710 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

熊谷市(企業職・水道事業)			熊谷市(企業職以外)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,352 千円	21,984 千円

※ 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,896 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		121,741 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	32 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		11 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		1,750 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		18.8 %		
手当の種類(手当数)		市長部局の手当数 14 うち該当手当数 2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度)	左記職員に対する支給単価
ごみ処理、下水溝渠清掃作業手当	ごみ処理作業に従事する職	現にごみ処理作業に従事した場合	2 千円	1日 750円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が日曜日等に行われる業務に従事する職員。ただし、管理職、時間外勤務手当25/100が支給される職員には支給しない。	日曜日及び祝日等	9 千円	1日 1,000円
		土曜日(勤務時間が7時間45分以上のとき。)		1日 1,000円
		土曜日(勤務時間が4時間以上7時間45分未満のとき。)	千円	1日 500円
		平日(土曜日を除く。)午後5時15分から午後12時までの間に4時間以上勤務した場合		1日 500円

※ 特殊勤務手当については、市長部局の例によっています。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	8,068 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	299 千円
支給実績(令和5年度決算)	11,835 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	438 千円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 7級職以下 4,500円	同じ	/	千円 2,250	円 187,500
	子 11,500円				
	父母等 8級職 3,500円 7級職以下 6,500円				
	満16歳の年度初から満22歳 の年度末までの子 1人につ き5,000 円加算				
住居手当	貸家・借間 家賃に応じた額 (限度28,000円)	同じ	/	千円 2,033	円 119,588
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に 応じて150,000円を限度に支給	同じ	/	千円 1,874	円 69,407
	○自動車等を使用する場合 距離に応じて 3,100円～26,100円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額制 【支給額】 8級職(部長・局長等) 82,000円 8級職(次長・参事等) 70,000円 7級職(課長等) 55,000円 6級職(副課長等) 40,000円	同じ	/	千円 3,084	円 616,800
管理職員 特別勤務手当 (令和7年4月1 日新設)	週休日等における勤務及び平日深夜に おける勤務に対して支給 【支給額】()内は6時間超の場合 8級職(部長・局長等) 12,000円 (18,000円) 8級職(次長・参事等) 10,000円 (15,000円) 7級職(課長等) 8,500円 (12,750円) 6級職(副課長等) 7,000円 (10,500円)	同じ	/	—	円 —

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和6年度	千円 3,761,475	千円 471,177	千円 155,299	% 4.1	% 4.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和6年度	人 25	千円 100,174	千円 50,576	千円 4,549	千円 155,299	千円 6,212

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,187

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。

※ 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 谷 市	41.7 歳	350,302 円	513,899 円
団 体 平 均	44.6 歳	342,377 円	516,175 円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

※ 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊谷市(企業職・下水道事業)		熊谷市(企業職以外)	
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,717 千円		1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,710 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分	期末手当 2.50 月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10 月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

熊谷市(企業職・下水道事業)			熊谷市(企業職以外)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,352 千円	21,984 千円

※ 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 「勸奨・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		3,064 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		122,528 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	25 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		2 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		750 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		8.0 %		
手当の種類(手当数)		市長部局の手当数 14 うち該当手当数 1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度)	左記職員に対する支給単価
ごみ処理、下水溝渠清掃作業手当	ごみ処理作業に従事する職	現にごみ処理作業に従事した場合	2 千円	1日 750円
	下水溝渠清掃作業に従事する職	現に下水溝渠清掃作業に従事した場合	千円	1日 650円
			千円	1日 700円(自動車運転)
災害出勤手当	風水震災等の災害対策業務のため出勤する職	風水震災等の災害対策業務のため出勤した場合	千円	1日 500円

※ 特殊勤務手当については、市長部局の例によっています。

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	2,366 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	113 千円
支給実績(令和5年度決算)	3,802 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	181 千円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 7級職以下 4,500円	同じ	/	千円	円
	子 11,500円				
	父母等 8級職 3,500円 7級職以下 6,500円				
	満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算				
住居手当	貸家・借間 家賃に応じた額 (限度28,000円)	同じ	/	千円	円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に応じて150,000円を限度に支給	同じ	/	千円	円
	○自動車等を使用する場合 距離に応じて 3,100円～26,100円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額制 【支給額】 8級職(部長・局長等) 82,000円 8級職(次長・参事等) 70,000円 7級職(課長等) 55,000円 6級職(副課長等) 40,000円	同じ	/	千円	円
管理職員 特別勤務手当 (令和7年4月1日新設)	週休日等における勤務及び平日深夜における勤務に対して支給 【支給額】()内は6時間超の場合 8級職(部長・局長等) 12,000円 (18,000円) 8級職(次長・参事等) 10,000円 (15,000円) 7級職(課長等) 8,500円 (12,750円) 6級職(副課長等) 7,000円 (10,500円)	同じ	/	—	円